

令和元年度版 すぎなみの介護保険

(平成 30 年度実績)

令和元年 9 月



はじめに

介護保険制度は、介護が必要になった方ができる限り住み慣れた地域や自宅で自立した日常生活が送れるよう、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に創設されました。創設から19年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。

平成29年の法改正では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るための「地域包括ケアシステムの深化・推進」と、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするための「介護保険制度の持続可能性の確保」の二つが大きな柱となっており、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されるとともに、制度の持続可能性を高める観点から、利用者負担割合に3割を導入するなどの見直しが行われました。また平成31年4月には、慢性化する介護人材不足を解消するため、出入国管理法が改正され、外国人労働者の受け入れ拡大が図られました。

杉並区においては、平成30年に策定した「第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止の推進に取り組むとともに、安定した質の高い介護サービスが提供できるよう介護人材の確保・定着・育成支援にも積極的に取り組んでまいります。

このたび発行する「令和元年度版すぎなみの介護保険（平成30年度実績）」は、介護保険事業をご理解いただくための一助として、前年度の事業概要をまとめたデータブックです。介護保険に関わる多くの方々にご高覧いただき、杉並区の介護保険事業の現状と課題をご理解いただく機会になれば幸いです。

令和元年9月

杉並区保健福祉部介護保険課

目次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
	(1) 要介護（要支援）認定の申請	3
	(2) 認定調査	4
	(3) 要介護認定調査従事者研修	4
	(4) 認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	9
	(1) 介護保険負担割合証	9
	(2) サービスに要する経費（保険給付費）	9
	(3) 給付の適正化	11
	(4) 居宅介護（介護予防）サービスの利用	11
	(5) その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用	12
	(6) 施設サービスの利用	14
	(7) 地域密着型サービスの利用	15
	(8) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移	16
4	各種軽減制度及び助成事業	17
	(1) 高額介護（介護予防）サービス費	17
	(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費	19
	(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費	20
	(4) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額） 減額	21
	(5) 利用者負担額の減免	22
	(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業	22
	(7) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）（区制度）	23
	(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	23
	(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）	23
	(10) 家族介護慰労金事業	24
	(11) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）	24
5	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	25
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	25
	(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業）	26

6	介護保険料	29
	（1）第1号被保険者	29
	（2）第2号被保険者	32
7	介護保険財政	33
8	介護保険運営協議会	36
9	介護保険相談	38
10	介護サービス事業者への支援	39
	（1）介護サービス従事者研修	39
	（2）ケアマネジャー支援事業	39
	（3）NPO等介護保険事業者資金貸付	40
	（4）介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業	41
	（5）就職面接会・相談会の実施	41
	（6）新規開設介護事業所の求人広告経費等補助金交付事業	41
	（7）ICT機器等導入経費補助金交付事業	42
	（8）介護職員初任者研修受講料助成事業	42
11	地域密着型サービス事業者の指定	43
12	介護サービス事業者の指導	44
	（1）実地指導等の状況	44
	（2）集団指導	44
13	広報普及活動	45
14	介護保険制度のあゆみ	46
	令和元年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載） ..	50

1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録をしている 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と杉並区に住民登録をしている 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である「第 2 号被保険者」に区分されます。また、住所地特例により、杉並区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

※ 住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方が、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の保険者となる特例制度です。対象施設は以下のとおりです。

- i 介護老人福祉施設 ii 介護老人保健施設 iii 介護療養型医療施設 iv 介護医療院
- v 有料老人ホーム vi 養護老人ホーム vii 軽費老人ホーム
- viii サービス付高齢者向け住宅（下記の 2 つに限る）

① 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合 ② 有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合

※ 法改正により「サービス付き高齢者向け住宅」は住所地特例の対象となりました。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに入所した被保険者については、対象外となります。

※ i と v の内、地域密着型サービスの施設（定員 29 人以下）は、住所地特例施設の対象外です。

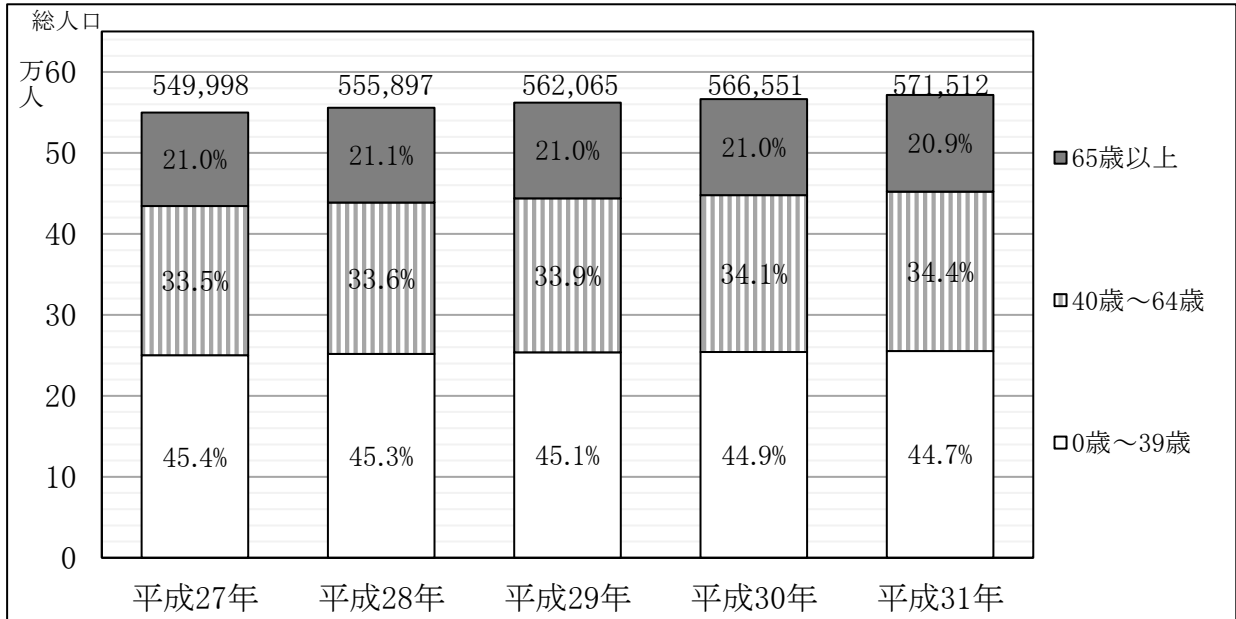
【杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況】

区 分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口（人）	男	264,145	266,940	269,896	271,765	274,038
	女	285,853	288,957	292,169	294,786	297,474
	計	549,998	555,897	562,065	566,551	571,512
第 2 号被保険者（人） （40 歳以上 64 歳以下）	男	91,280	92,541	94,376	95,761	97,536
	女	93,191	94,368	96,068	97,664	99,261
	計	184,471	186,909	190,444	193,425	196,797
高齢者（人） （65 歳以上）	男	47,976	48,738	49,220	49,664	49,953
	女	67,577	68,423	68,781	69,167	69,374
	計	115,553	117,161	118,001	118,831	119,327
高齢化率（%）	男	18.16%	18.26%	18.24%	18.27%	18.23%
	女	23.64%	23.68%	23.54%	23.46%	23.32%
	計	21.01%	21.08%	20.99%	20.97%	20.88%
前期高齢者（人） （65 歳以上 74 歳以下）	男	26,786	26,981	26,864	26,778	26,388
	女	30,755	30,833	30,345	29,983	29,478
	計	57,541	57,814	57,209	56,761	55,866
後期高齢者（人） （75 歳以上）	男	21,190	21,757	22,356	22,886	23,565
	女	36,822	37,590	38,436	39,184	39,896
	計	58,012	59,347	60,792	62,070	63,461
第 1 号被保険者数（人）		116,275	118,017	118,971	119,886	120,428
被保険者のいる世帯数		86,228	87,423	88,155	88,934	89,479

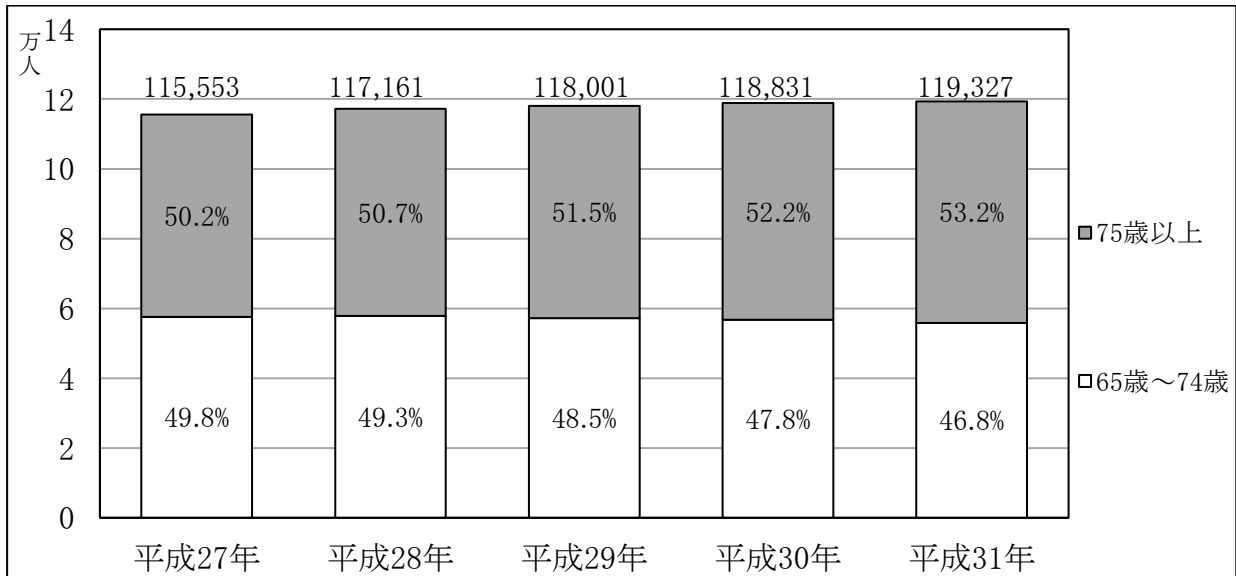
※ 人口は住民基本台帳の数値で、4 月 1 日現在数です。

※ 第 1 号被保険者数と第 1 号被保険者世帯数は、住所地特例被保険者を含む 3 月 31 日現在数です。

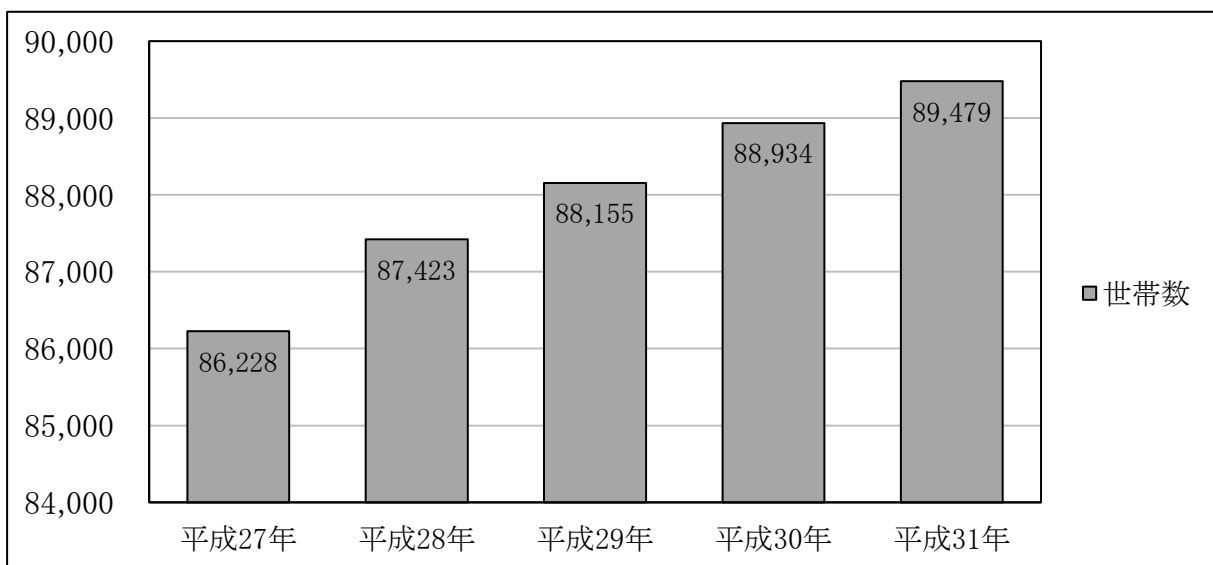
【杉並区の人口と年齢別割合】



【高齢者の割合】



【第1号被保険者のいる世帯数】



2 要介護認定

(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所（介護保険課）・地域包括支援センター（ケア 24）で申請を受付けます。

【申請件数と認定審査会開催の状況】

（単位：件）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定申請件数	24,551	24,698	23,830	20,573	23,913
新規	6,958	7,084	6,937	7,410	7,242
転入	241	245	238	246	296
更新	15,181	15,148	14,463	10,626	14,001
区分変更	2,171	2,221	2,192	2,291	2,374
審査会開催回数	648	643	649	634	651

平成 28 年 4 月からの認定有効期間延長に伴い、平成 29 年度の認定申請件数は一時的に減少しましたが、平成 30 年度は平成 28 年度以前と同様の認定申請件数に戻っています。

【平成 30 年度月別認定申請件数の内訳】

（単位：件）

区分	新規	転入	更新	区分変更	合計
4 月	648	32	1,258	193	2,131
5 月	580	29	1,124	182	1,915
6 月	592	21	1,344	195	2,152
7 月	588	27	1,274	180	2,069
8 月	631	29	1,178	217	2,055
9 月	522	13	1,166	188	1,889
10 月	632	31	1,199	202	2,064
11 月	584	24	1,076	188	1,872
12 月	539	26	1,263	189	2,017
1 月	666	18	1,354	213	2,251
2 月	653	16	787	214	1,670
3 月	607	30	978	213	1,828
合計	7,242	296	14,001	2,374	23,913

(2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【事業所別調査件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区 役 所	1,340	1,939	1,957	2,116	2,166
地域包括支援センター	2,763	3,031	2,618	1,377	1,526
社会福祉協議会	12,032	11,521	11,933	10,394	10,311
居宅介護支援事業所等	8,029	7,582	7,067	5,899	9,320
合 計	24,164	24,073	23,575	19,786	23,323

※ 3 月末日までに調査票を受理した件数です。

認定申請件数と同様に、平成 28 年 4 月からの認定有効期間延長に伴い、平成 29 年度の認定調査件数は一時的に減少しましたが、平成 30 年度は平成 28 年度以前と同様の認定調査件数に戻っています。

(3) 要介護認定調査従事者研修

認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するため、必要な知識・技能の修得を目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

【平成 30 年度開催実績】

研 修 名	回 数	参加人数合計	備 考
新任研修	3 回	35 人	5・7・11 月開催
現任研修	1 回	125 人	10 月開催

(4) 認定審査会及び認定結果

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。

判定の結果、要支援 1・2、要介護 1～5、非該当の要介護状態区分の認定がなされます。

【平成 30 年度認定審査会委員数】

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	65 人	43 人	47 人	155 人

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第 6 条で 200 人以内と定められています。

【審査会判定結果内訳】

(単位：件)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
居 宅	非該当	362	427	393	309	393
	要支援 1	5,659	5,645	5,433	3,035	4,864
	要支援 2	2,645	2,493	2,189	1,164	1,972
	要介護 1	3,664	3,870	4,010	3,612	4,387
	要介護 2	1,939	1,933	1,898	1,733	1,890
	要介護 3	1,140	1,056	986	989	1,055
	要介護 4	756	750	729	739	676
	要介護 5	581	545	571	560	545
	小 計	16,746	16,719	16,209	12,141	15,782
施 設	非該当	31	49	55	29	42
	要支援 1	433	435	447	308	495
	要支援 2	187	193	218	166	275
	要介護 1	992	1,005	1,022	1,003	1,106
	要介護 2	841	890	943	924	987
	要介護 3	1,009	995	1,046	1,037	1,223
	要介護 4	1,794	1,721	1,760	1,831	1,995
	要介護 5	1,778	1,749	1,760	1,731	1,884
	小 計	7,065	7,037	7,251	7,029	8,007
合 計	非該当	393	476	448	338	435
	要支援 1	6,092	6,080	5,880	3,343	5,359
	要支援 2	2,832	2,686	2,407	1,330	2,247
	要介護 1	4,656	4,875	5,032	4,615	5,493
	要介護 2	2,780	2,823	2,841	2,657	2,877
	要介護 3	2,149	2,051	2,032	2,026	2,278
	要介護 4	2,550	2,471	2,489	2,570	2,671
	要介護 5	2,359	2,294	2,331	2,291	2,429
	合 計	23,811	23,756	23,460	19,170	23,789

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

認定申請件数と同様に、平成 28 年 4 月からの認定有効期間延長に伴い、平成 29 年度の審査会判定件数は一時的に減少しましたが、平成 30 年度は平成 28 年度以前と同様の審査会判定件数に戻っています。

【要介護・要支援認定者数の状況】

(単位：人)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第 1 号被保険者	要支援	7,522	7,491	7,274	7,846	7,615
	要介護	15,814	16,260	16,529	16,559	17,133
	計	23,336	23,751	23,803	24,405	24,748
第 2 号被保険者	要支援	94	113	105	121	112
	要介護	333	329	328	338	368
	計	427	442	433	459	480
合 計	要支援	7,616	7,604	7,379	7,967	7,727
	要介護	16,147	16,589	16,857	16,897	17,501
	計	23,763	24,193	24,236	24,864	25,228

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

要介護・要支援認定者数は、1 年当たり平均 300～400 人ずつ増加を続けています。

【平成 30 年度第 1 号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人)

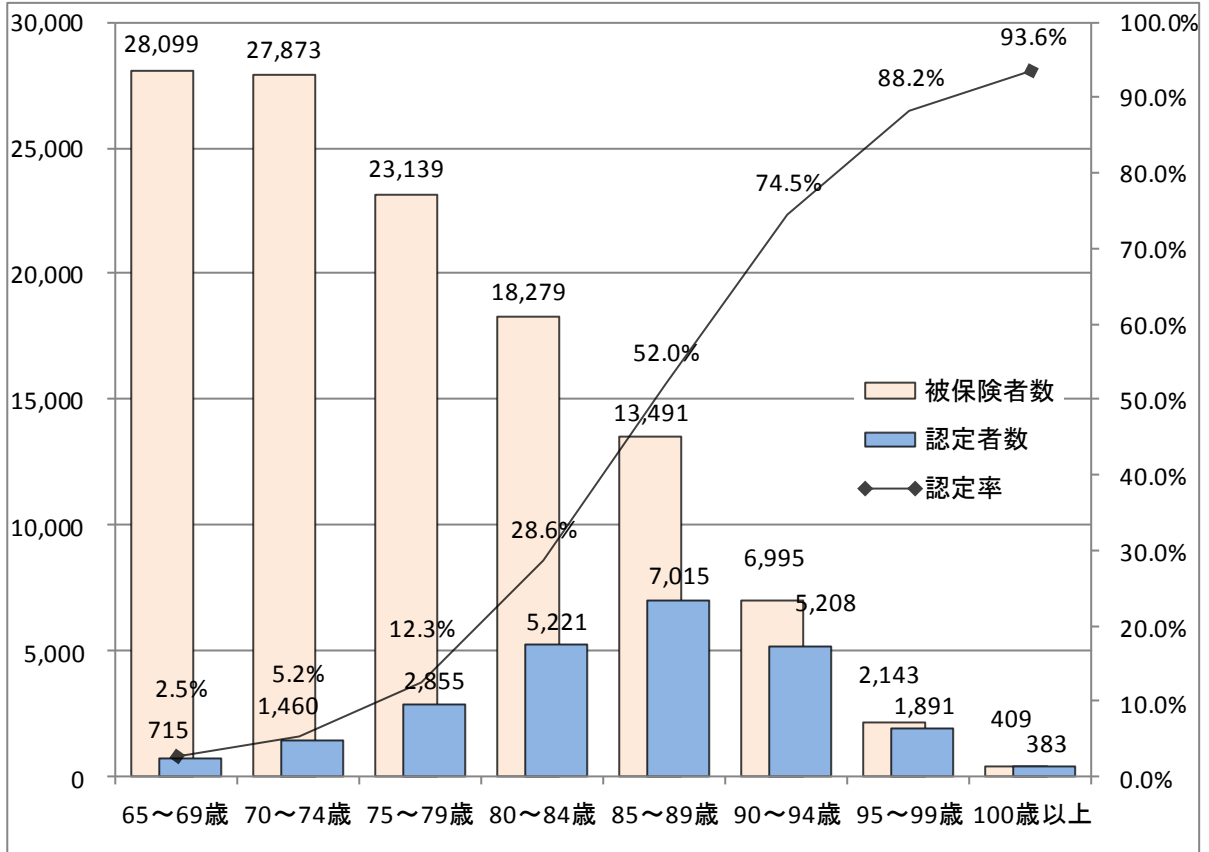
年 齢	被保険者数	要 支 援			要 介 護						合 計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	28,099	154	83	237	159	100	63	77	79	478	715
70～74	27,873	340	158	498	328	196	150	144	144	962	1,460
75～79	23,139	785	292	1,077	706	354	237	266	215	1,778	2,855
80～84	18,279	1,492	505	1,997	1,270	639	474	443	398	3,224	5,221
85～89	13,491	1,643	648	2,291	1,707	923	708	747	639	4,724	7,015
90～94	6,995	870	394	1,264	1,224	760	661	744	555	3,944	5,208
95～99	2,143	143	91	234	368	289	294	402	304	1,657	1,891
100 以上	409	14	3	17	51	42	67	102	104	366	383
合 計	120,428	5,441	2,174	7,615	5,813	3,303	2,654	2,925	2,438	17,133	24,748
被保険者との比率		4.52%	1.81%	6.32%	4.83%	2.74%	2.20%	2.43%	2.02%	14.23%	20.55%

※ 平成 31 年 3 月末日現在の数値です。

【平成 30 年度前期高齢者、後期高齢者の要介護認定率】

年 齢	65～74 歳		75 歳以上	
	要支援	要介護	要支援	要介護
人 数	735	1,440	6,880	15,693
被保険者数	55,972		64,456	
認定率 (区分ごと認定人数/被保険者数)	1.3%	2.6%	10.7%	24.3%
認定率(認定人数/被保険者数)	3.9%		35.0%	

【平成 30 年度第 1 号被保険者人口と要介護認定率（年齢階層別）】



【平成 30 年度第 2 号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人)

年齢別	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44	1	0	1	0	3	0	4	1	8	9
45～49	7	3	10	10	7	3	4	2	26	36
50～54	10	4	14	24	12	9	7	9	61	75
55～59	19	14	33	21	33	12	11	17	94	127
60～64	29	25	54	50	39	36	23	31	179	233
合計	66	46	112	105	94	60	49	60	368	480

※ 平成 31 年 3 月末日現在の数値です。

※ 第 2 号被保険者対象者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）は、196,797 人(男 97,536 人・女 99,261 人)です。

【被保険者介護度別認定者数の状況】

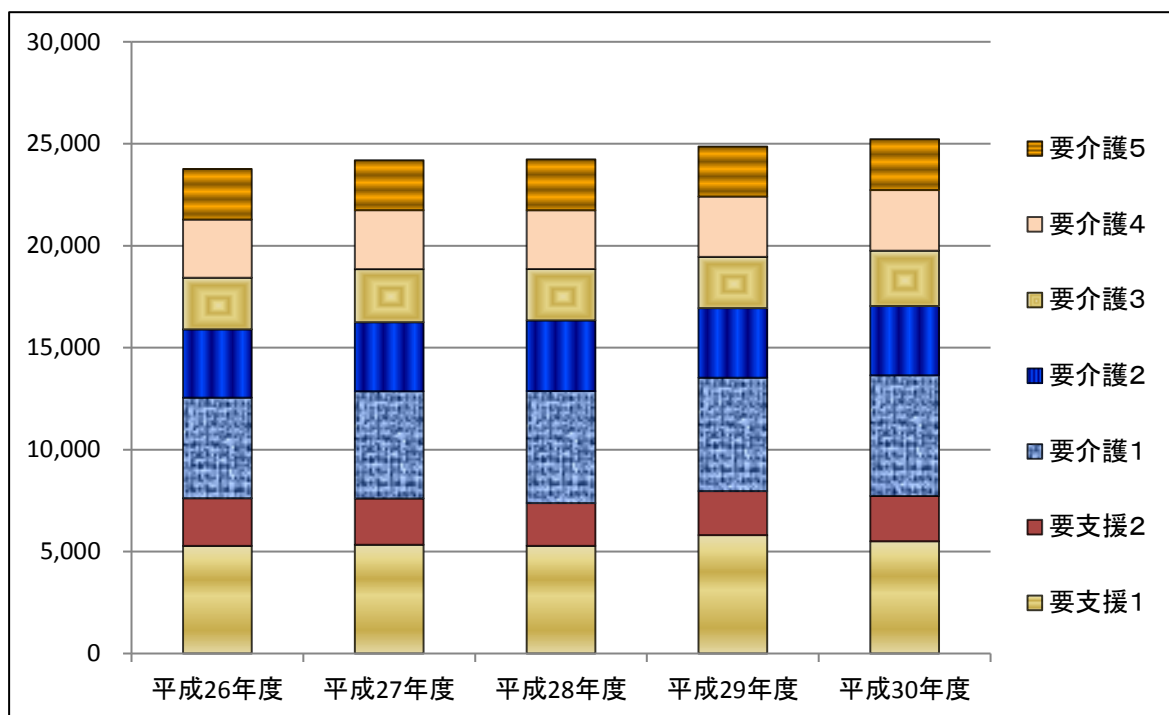
(単位：人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要支援 1	5,278	5,333	5,279	5,808	5,507
要支援 2	2,338	2,271	2,100	2,159	2,220
小 計	7,616	7,604	7,379	7,967	7,727
要介護 1	4,933	5,259	5,493	5,560	5,918
要介護 2	3,349	3,385	3,466	3,414	3,397
要介護 3	2,532	2,604	2,519	2,511	2,714
要介護 4	2,856	2,892	2,884	2,961	2,974
要介護 5	2,477	2,449	2,495	2,451	2,498
小 計	16,147	16,589	16,857	16,897	17,501
合 計	23,763	24,193	24,236	24,864	25,228

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

平成 26 年度～平成 30 年度の間、介護度別認定者数は、要支援 1～要介護 5 までのうち特に要介護 1 の認定者数の伸びが大きいです。

【被保険者介護度別認定者数の状況】



3 介護保険サービスの利用

介護保険サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（介護予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担の割合は1割から3割で、残りの9割から7割は保険給付されます。

(1) 介護保険負担割合証

要支援・要介護の認定を受けている方を対象に「介護保険負担割合証」を交付します。「介護保険負担割合証」の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

また、新規で要介護（要支援）認定の申請をした方にも、「介護保険負担割合証」を郵送により交付します。

【負担割合証の交付状況（平成30年8月1日現在）】

総数 25,094名【内訳：1割負担 19,827名、2割負担 2,067名、3割負担 3,200名】

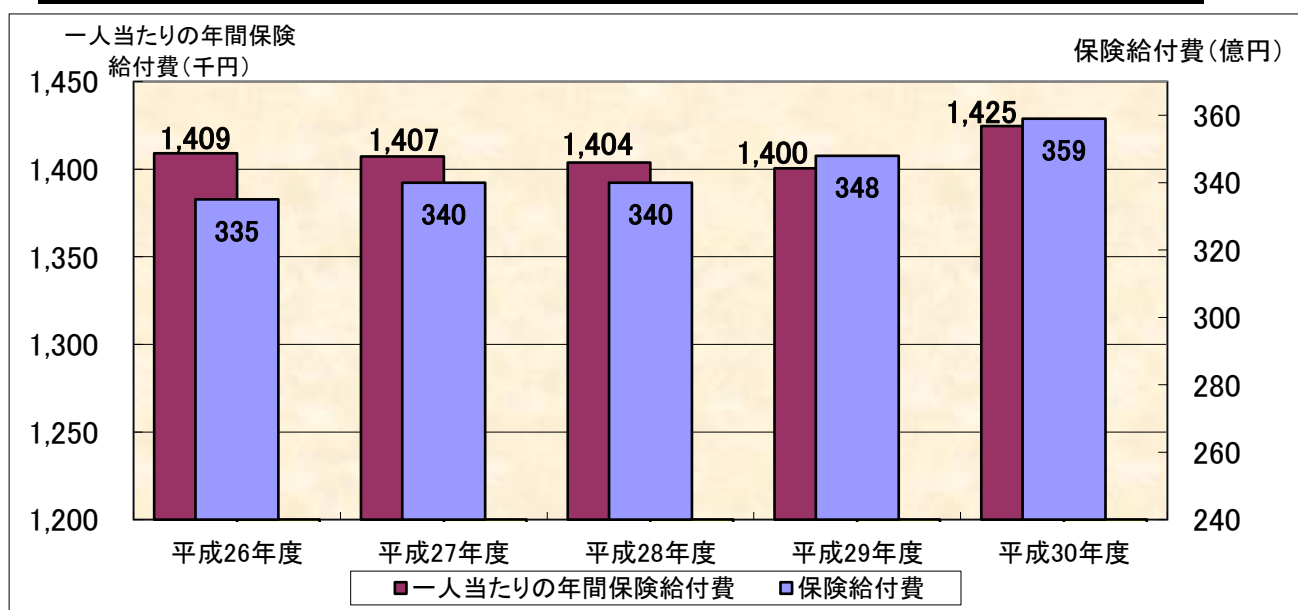
(2) サービスに要する経費（保険給付費）

介護（介護予防）サービス費や高額介護サービス費等の合計である保険給付費の状況は、下記のとおりです。なお、地域支援事業に要する費用は含まれません。

平成29年度から平成30年度の増加分、11億円のうち9億円が介護老人福祉施設サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護で、施設・居住系サービスです。新規開設等により、入所・入居先事業所数が増えています。

【保険給付費の状況】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
給付費	335億円	340億円	340億円	348億円	359億円



※ 一人当たりの年間保険給付費とは保険給付費／要介護・要支援認定者数です。

【平成 30 年度サービス別保険給付費の状況】

種 類	現物給付		償還払い		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護（介護予防）サービス給付費	445,774	18,416,044,584	0	0	445,774	18,416,044,584
訪問介護	58,561	3,482,999,604	0	0	58,561	3,482,999,604
訪問入浴介護	4,147	264,605,762	0	0	4,147	264,605,762
訪問看護	39,727	1,650,482,614	0	0	39,727	1,650,482,614
訪問リハビリテーション	3,470	135,739,241	0	0	3,470	135,739,241
居宅療養管理指導	136,020	948,532,386	0	0	136,020	948,532,386
通所介護	44,146	2,993,315,200	0	0	44,146	2,993,315,200
通所リハビリテーション	11,408	536,541,584	0	0	11,408	536,541,584
福祉用具貸与	100,987	1,191,233,461	0	0	100,987	1,191,233,461
短期入所 計	12,645	1,009,242,992	0	0	12,645	1,009,242,992
短期入所生活介護（特養等）	10,760	847,494,383	0	0	10,760	847,494,383
短期入所療養介護（老健）	1,881	161,170,358	0	0	1,881	161,170,358
短期入所療養介護（療養型） ※特定診療費含む	1	102,646	0	0	1	102,646
短期入所療養介護（介護医療院）	3	475,605	0	0	3	475,605
特定施設入居者生活介護	34,663	6,203,351,740	0	0	34,663	6,203,351,740
居宅介護（介護予防）サービス計画費	141,226	1,821,159,949	0	0	141,226	1,821,159,949
施設介護サービス給付費	32,390	8,788,576,655	0	0	32,390	8,788,576,655
介護老人福祉施設サービス	22,886	6,012,505,193	0	0	22,886	6,012,505,193
介護老人保健施設サービス	7,719	2,155,828,170	0	0	7,719	2,155,828,170
介護療養型医療施設サービス ※特定診療費含む	1,753	611,913,225	0	0	1,753	611,913,225
介護医療院	32	8,330,067	0	0	32	8,330,067
地域密着型介護（介護予防）サービス費	54,025	4,763,904,558	0	0	54,025	4,763,904,558
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,454	241,344,303	0	0	1,454	241,344,303
夜間対応型訪問介護	2,210	48,427,182	0	0	2,210	48,427,182
地域密着型通所介護	36,767	1,810,893,723	0	0	36,767	1,810,893,723
認知症対応型通所介護	5,428	611,084,497	0	0	5,428	611,084,497
小規模多機能型居宅介護	1,447	277,900,898	0	0	1,447	277,900,898
認知症対応型共同生活介護	6,415	1,670,536,652	0	0	6,415	1,670,536,652
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	304	103,717,303	0	0	304	103,717,303
福祉用具購入費	0	0	1,580	46,547,392	1,580	46,547,392
住宅改修費	0	0	1,495	123,711,783	1,495	123,711,783
小 計	673,415	33,789,685,746	3,075	170,259,175	676,490	33,959,944,921
高額介護サービス費	7,834	84,489,234	75,373	1,060,881,554	83,207	1,145,370,788
高額医療合算介護サービス費	0	0	4,561	177,234,997	4,561	177,234,997
特定入所者介護サービス費	17,704	615,554,323	0	0	17,704	615,554,323
審査支払手数料	671,583	40,294,980	0	0	671,583	40,294,980
合 計	1,370,536	34,530,024,283	83,009	1,408,375,726	1,453,545	35,938,400,009

(3) 給付の適正化

介護給付の適正化を図るため、利用者へ介護給付費通知を発送します。

【取組状況】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回 数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
件数 (1 回あたり)	約 16,100 件	約 17,000 件	約 20,000 件	約 17,000 件	約 16,000 件

(4) 居宅介護（介護予防）サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

【居宅介護（介護予防）サービス別利用件数の状況】

(単位：件)

サービスの種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問介護	89,153	88,587	75,429	60,824	58,561
訪問入浴介護	5,365	5,072	4,768	4,474	4,147
訪問看護	30,774	33,321	35,831	37,251	39,727
訪問リハビリテーション	2,128	2,531	3,157	3,858	3,470
居宅療養管理指導	89,151	101,314	112,817	124,558	136,020
通所介護	97,230	104,220	63,021	45,930	44,146
通所リハビリテーション	9,483	10,170	10,996	11,385	11,408
福祉用具貸与	86,688	92,439	96,652	99,348	100,987
短期入所生活介護 短期入所療養介護	13,497	13,689	13,467	13,403	12,645
特定施設入居者生活介護	28,043	29,964	30,809	32,903	34,663
居宅介護支援	160,091	165,254	153,018	139,602	141,226

※ 平成 28 年 4 月から定員 18 人以下の小規模な「通所介護」が、「地域密着型通所介護」に移行しました。

※ 平成 28 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業がはじまり、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が「訪問型サービス」と「通所型サービス」として介護予防・生活支援サービス事業へ移行しました。

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【介護度別居宅介護（介護予防）サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要支援 1	3,066(26)	3,156(27)	1,465(20)	1,663(20)	1,638(24)
要支援 2	1,712(33)	1,666(37)	951(22)	995(23)	1,071(29)
要介護 1	3,876(74)	4,111(64)	4,382(63)	4,503(60)	4,752(74)
要介護 2	2,801(70)	2,828(66)	2,948(73)	2,906(81)	2,873(73)
要介護 3	1,825(45)	1,911(40)	1,874(35)	1,842(37)	1,966(47)
要介護 4	1,688(36)	1,717(32)	1,744(37)	1,740(33)	1,743(22)
要介護 5	1,179(27)	1,246(31)	1,266(35)	1,273(33)	1,249(31)
合 計	16,147(311)	16,635(297)	14,630(285)	14,922(287)	15,292(300)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

(5) その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用

① 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の9割から7割を償還払いにより支給します。支給件数及び支給金額とも減少傾向にあります。

【福祉用具購入費の支給状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要支援	件 数	552	463	451	434	365
	金額 (円)	12,407,573	11,101,651	11,958,079	10,626,754	8,849,158
要介護	件 数	1,583	1,545	1,461	1,405	1,215
	金額 (円)	48,116,498	48,013,137	44,641,139	46,190,925	37,698,234
合 計	件 数	2,135	2,008	1,912	1,839	1,580
	金額 (円)	60,524,071	59,114,788	56,599,218	56,817,679	46,547,392

【福祉用具購入費の特定福祉用具種目別一覧】

(単位：件)

福祉用具の種目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
腰掛便座	644	549	520	521	423
自動排泄処理装置の交換可能部品	4	5	1	1	0
簡易浴槽	0	0	2	0	0
移動用リフトのつり具の部分	8	8	8	12	4
入浴補助用具	1,646	1,515	1,447	1,352	1,184
合計	2,302	2,077	1,978	1,886	1,611

※ 上記「福祉用具の種目」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修（平成12年1月31日 老企三四）』の（別添）第一の2に明示されたものです。

※ 件数は、延べ件数になります。

② 住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居 20 万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の 9 割から 7 割を償還払いにより支給します。支給件数及び支給金額とも減少傾向にあります。

【住宅改修費の支給状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要支援	件 数	764	662	714	640	540
	金額 (円)	69,899,719	60,423,624	61,154,842	56,935,572	47,605,749
要介護	件 数	1,200	1,306	1,215	1,103	955
	金額 (円)	102,368,143	114,201,794	98,475,325	88,186,463	76,106,034
合 計	件 数	1,964	1,968	1,929	1,743	1,495
	金額 (円)	172,267,862	174,625,418	159,630,167	145,122,035	123,711,783

【住宅改修費の改修種類別一覧】

(単位: 件)

住宅改修の種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手すりの取付け	1,905	1,817	1,781	1,616	1,401
段差の解消	367	324	276	223	189
床材等の変更	62	73	94	94	71
扉の取替え	221	190	182	174	152
洋式便器などへの取 替 え	76	91	81	53	36
上記改修に付帯して必要となる改修	0	0	0	0	0
合計	2,631	2,495	2,414	2,160	1,849

※ 上記「住宅改修の種類」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修（平成 12 年 1 月 31 日 老企三四）』の（別添）第二 住宅改修に明示されたものです。

※ 件数は、延べ件数になります。

(6) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院におけるサービスとして4種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

● 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。 ※入所できるのは、原則、要介護3以上の方に限定されます。ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められる場合があります。
● 介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
● 介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。
● 介護医療院 (平成30年4月から創設)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。

【施設サービス利用者数の状況】

(単位:人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
介護老人福祉施設	1,711(9)	1,736(10)	1,759(6)	1,835(10)	2,095(10)
介護老人保健施設	645(9)	629(5)	623(8)	657(7)	592(6)
介護療養型医療施設	178(5)	171(3)	161(4)	149(5)	137(5)
介護医療院					1(0)
総 数 ※	2,525	2,522	2,531	2,621	2,797

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

※ 介護医療院は、平成30年4月に新たに法定化された施設です。

※ ()内は第2号被保険者です(再掲)。

【介護度別施設サービス利用件数の状況】

(単位:件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要介護1	154	150	116	118	107
要介護2	217	221	220	200	189
要介護3	488	476	463	490	583
要介護4	814	832	867	952	978
要介護5	852	843	865	861	940
総 数 ※	2,525	2,522	2,531	2,621	2,797

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1件と計上するため、介護度別の合計と一致しません。

(7) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護（支援）状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

【地域密着型サービス利用件数の状況】

(単位：件)

サービスの種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	602	791	912	1,258	1,454
夜間対応型訪問介護	2,588	2,537	2,554	2,359	2,210
地域密着型通所介護			31,306	34,815	36,767
認知症対応型通所介護	5,272	5,609	5,548	5,317	5,428
小規模多機能型居宅介護	739	707	980	1,381	1,447
認知症対応型共同生活介護	3,916	4,116	4,888	5,606	6,415
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	7	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	12	12	58	286	304

※ 平成 27 年 4 月から複合型サービスの名称が、看護小規模多機能型居宅介護に変わりました。

※ 平成 28 年 4 月から定員 18 人以下の小規模な「通所介護」が、「地域密着型通所介護」に移行しました。

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【地域密着型サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要支援 1	1(0)	2(0)	6(1)	6(2)	7(1)
要支援 2	2(0)	3(1)	3(0)	4(0)	2(0)
要介護 1	193(3)	222(2)	1,290(27)	1,437(30)	1,571(27)
要介護 2	244(5)	254(4)	933(28)	905(29)	935(20)
要介護 3	255(3)	252(2)	571(12)	576(14)	653(17)
要介護 4	205(1)	207(2)	427(13)	461(8)	443(5)
要介護 5	174(5)	181(7)	293(7)	310(8)	298(8)
合 計	1,074(17)	1,121(18)	3,523(88)	3,699(91)	3,909(78)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

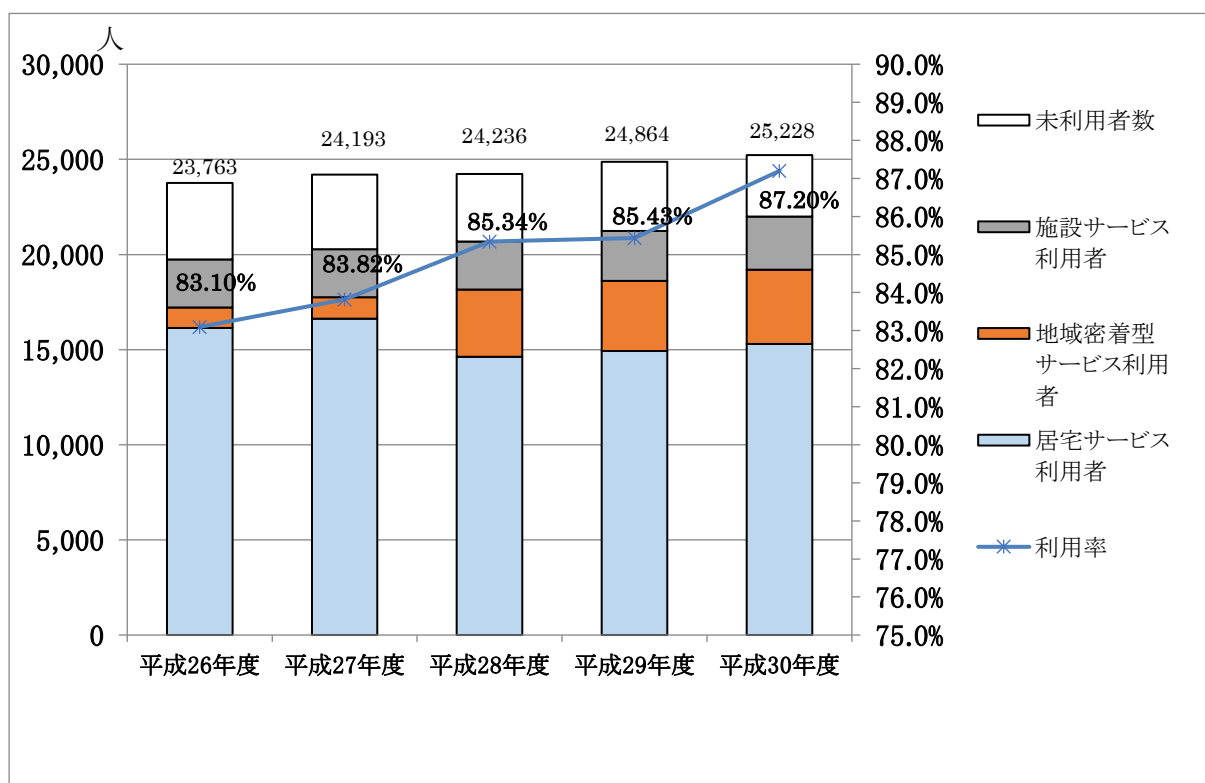
(8) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移

居宅介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者の合計と推移をみると、利用者数が増加するとともに、認定者数に比して、サービスを利用する割合も増加しています。

年度	認定者数	サービス利用者					未利用者	
		利用者		内訳			未利用者数	未利用率
		合計	利用率	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者		
平成26年度	23,763	19,746	83.10%	16,147	1,074	2,525	4,017	16.90%
平成27年度	24,193	20,278	83.82%	16,635	1,121	2,522	3,915	16.18%
平成28年度	24,236	20,684	85.34%	14,630	3,523	2,531	3,552	14.66%
平成29年度	24,864	21,242	85.43%	14,922	3,699	2,621	3,622	14.57%
平成30年度	25,228	21,998	87.20%	15,292	3,909	2,797	3,230	12.80%

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 各年度3月サービス利用者数（福祉用具購入・住宅改修のみの利用者を含まない）



4 各種軽減制度及び助成事業

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

サービス利用時に支払う1割から3割の利用者負担額には、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額があり、その額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

平成27年8月に2割負担が導入されたことで、平成28年度は支給件数と支給金額が大幅に増加しました。また、平成30年8月に3割負担が導入され、平成30年度は支給件数と支給金額が大幅に増加しました。

【高額介護（介護予防）サービス費の支給状況】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者（65歳以上）がいて、収入が1人の場合383万円以上、2人以上520万円以上の方 世帯の負担 （上限額）44,400円/月	件数		4,190	8,988	9,562	12,810	
	金額 （円）		57,738,779	122,301,115	135,275,405	293,963,075	
一般世帯 世帯の負担 （上限額）44,400円/月	件数	7,978	11,139	14,520	12,087	10,206	
	金額 （円）	36,721,657	112,650,461	193,303,262	161,530,920	159,102,981	
世帯全員の住民税が非課税	個人・世帯の負担 （上限額）24,600円/月	件数	8,912	9,516	10,149	11,214	11,974
		金額 （円）	58,818,536	62,079,512	65,664,677	77,837,259	86,794,152
	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方、または老齢福祉年金受給している方等 個人の負担 （上限額）15,000円/月	件数	37,313	38,187	38,388	39,178	40,207
		金額 （円）	455,994,604	458,562,743	468,083,375	488,587,813	515,367,895
世帯全員の住民税が非課税で生活保護を受給されている方等 個人の負担 （上限額）15,000円/月	件数	6,167	6,676	7,381	7,668	7,868	
	金額 （円）	65,253,562	69,841,329	76,756,775	81,922,179	84,953,959	
合 計	件数	60,370	69,708	79,426	79,709	83,065	
	金額 （円）	616,788,359	760,872,824	926,109,204	945,153,576	1,140,182,062	

※ 平成27年8月から、現役並み所得者の区分が新設されました。

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 課税年金収入とは、住民税がかからない収入（障害年金・遺族年金・恩給）を除いた、老齢・退職年金をさします。

一般世帯のうち、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯については、年間44万6,400円（37,200円×12か月）が年間の負担上限額になります。（令和2年7月末までの時限措置）

【年間高額介護（介護予防）サービス費の支給状況】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般世帯 世帯の負担 (上限額)44万4,600円/年	件数					142
	金額 (円)					5,188,726

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額分は申請により、あとから支給されます。

平成27年8月に2割負担が導入されたことで、平成29年度は支給件数と支給金額が大幅に増加しました。平成30年度はほぼ前年並みとなりました。

【高額医療合算制度における世帯の負担限度額（年額）】

所得区分 (※賦課基準額)	70歳未満の方がいる世帯	平成30年7月算定分まで			平成30年8月算定分から		
		所得区分 (※課税所得)	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯	所得区分 (※課税所得)	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
上位所得者 (901万円超)	212万円	現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	67万円	67万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
上位所得者 (600万円超)	141万円				課税所得 380万円以上	141万円	141万円
一般 (210万円超)	67万円				課税所得 145万円以上	67万円	67万円
一般 (210万円以下)	60万円	一般 (課税所得 145万円未満)	56万円	56万円	一般 (課税所得 145万円未満)	56万円	56万円
低所得者 (住民税非課税)	34万円						

※ 賦課基準額の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。世帯全員の所得で判定します。

※ 課税所得の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額33万円以外の控除も差し引いた額です。世帯全員の所得で判定します。

○低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税の方です。

○低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす方です。

【高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況】

所得区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
現役並み 所得者	件数	428	410	413	750	705	
	金額(円)	17,124,256	17,578,568	16,037,856	52,234,230	50,933,380	
一般	件数	267	318	357	576	532	
	金額(円)	7,301,509	8,188,848	9,650,084	17,809,770	16,112,977	
低所得者	II	件数	645	733	798	842	940
		金額(円)	21,817,880	25,013,441	26,866,594	29,474,653	32,023,683
	I	件数	2,225	2,281	2,332	2,443	2,384
		金額(円)	74,335,886	75,754,489	75,302,587	80,112,743	78,164,957
合計	件数	3,565	3,742	3,900	4,611	4,561	
	金額(円)	120,579,531	126,535,346	127,857,121	179,631,396	177,234,997	

(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得の方が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）と（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護を利用した場合の食費・居住費（滞在費含む）について、所得に応じた負担限度額が設定されています。負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

平成 27 年 8 月の制度改正により平成 27 年度は支給件数が大幅に減少しました。平成 28 年 8 月の制度改正により、平成 28 年度は利用者負担段階の第 2 段階の支給件数が減る一方、第 3 段階が増えました。平成 29 年度以降は、ほぼ横這いの状況となっています。

【食費・居住費の自己負担額（負担限度額）減額件数の状況】 (単位：件)

利用者負担段階		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
【第 1 段階】 生活保護受給の方または 世帯全員の住民税が非課 税で本人が老齢福祉年金 受給の方	食 費	252 (0)	256 (0)	245 (0)	226 (0)	222 (0)
	居住費	252 (0)	256 (0)	245 (0)	226 (0)	222 (0)
【第 2 段階】 世帯全員の住民税が非課 税で本人の合計所得金額 と年金収入額の合計が 80 万円以下の方	食 費	2,123 (23)	1,278 (14)	499 (9)	491 (7)	468 (8)
	居住費	2,123 (23)	1,278 (14)	499 (9)	491 (7)	468 (8)
【第 3 段階】 世帯全員の住民税が非課 税で本人の合計所得金額 と年金収入額の合計が 80 万円を超える方	食 費	731 (3)	429 (0)	1,100 (8)	1,112 (11)	1,139 (6)
	居住費	731 (3)	429 (0)	1,100 (8)	1,112 (11)	1,139 (6)
合 計	食 費	3,106 (26)	1,963 (14)	1,844 (17)	1,829 (18)	1,829 (14)
	居住費	3,106 (26)	1,963 (14)	1,844 (17)	1,829 (18)	1,829 (14)

※ 各年度 3 月末日時点の数値です。また、() 内は第 2 号被保険者の件数です（再掲）。

※ 平成 27 年 8 月から以下の①②の要件全てに該当する場合には、軽減の対象になります。

①所得要件 住民税非課税世帯の方

②資産要件 「預貯金額等」単身で 1,000 万円以下、夫婦で 2,000 万円以下の方

※ 平成 28 年 7 月まで、年金収入額は課税年金が対象でしたが、平成 28 年 8 月から、非課税年金等（障害年金や遺族年金）も年金収入額の対象に含まれました。

(4) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、住民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況】（単位：件）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
減 額	11	7	2	1	0
免 除	5	4	2	2	2
合 計	16	11	4	3	2

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況】（単位：件）

利用者負担段階		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
【第 1 段階】 世帯全員の住民税が非課税かつ 老齢福祉年金受給者等	食 費	9	7	2	2	2
	居住費	10	8	4	3	2
【第 2 段階】 世帯全員の住民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	食 費	23	18	13	11	8
	居住費	21	17	11	10	8
【第 3 段階】 世帯全員の住民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	食 費	8	7	4	3	2
	居住費	8	7	4	3	2
合 計	食 費	40	32	19	16	12
	居住費	39	32	19	16	12

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(5) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

平成 30 年 4 月に要件の見直しを行っています。

【利用者負担額の減免状況】

(単位：件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
減 額	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免 除	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	4(0)
合 計	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	4(0)

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに 2~3 か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内において無利子で資金を貸付けます。

【高額介護サービス費等資金貸付の状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高額介護サービス費	件 数	0	0	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件 数	1	0	2	0	1
	金額 (円)	12, 285	0	115, 200	0	33, 750
住宅改修費	件 数	5	4	4	3	0
	金額 (円)	599, 220	303, 300	508, 992	474, 380	0
合 計	件 数	6	4	6	3	1
	金額 (円)	611, 505	303, 300	624, 192	474, 380	33, 750

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(7) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）（区制度）

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

住宅改修費の支給と同様に減少傾向にあります。

【住宅改修支援助成（ケアマネジャー等支援）の状況】

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件 数	33	23	22	13	8
金額 (円)	66,000	46,000	44,000	26,000	16,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に軽減をする旨の申出を行ったサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。また、対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

ここ数年、ほぼ横這いの状況となっています。

【確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況】

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
確認証発行件数	184	174	161	159	158
助成事業者数	70	76	90	86	92
金 額 (円)	3,235,387	3,037,810	3,352,670	3,309,096	3,134,928

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）

「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同月の利用者負担額（介護費負担）の2分の1をあとから助成します。

ここ数年、ほぼ横這いの状況となっています。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	1,307	1,298	1,404	1,250	1,157
金額 (円)	5,242,673	5,023,022	5,249,253	5,320,666	4,859,213

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(10) 家族介護慰労金事業

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、次の支給要件に該当し、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

※平成26年度以降、対象者はいません。

<支給要件>

- ①介護保険サービスを1年間利用していない場合（7日以内のショートステイ利用を除く。また、医療機関の入院期間が3か月以内であること。）
- ②上記の介護保険サービスを1年間利用していない期間、要介護者及びその方を介護している家族が住民税非課税世帯であること。

(11) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

高齢福祉年金受給者等で世帯全員の住民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

平成30年度は、件数・金額とも減少しました。

【介護保険サービス利用者負担額助成の状況】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	117	100	86	109	70
金額(円)	1,128,013	1,012,184	947,563	1,244,469	840,000

※各年度3月末日現在の数値です。

5 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業は、多様な地域資源を活用し、適切なサービスを実施する「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての高齢者を対象として行う「一般介護予防事業」で構成されます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

杉並区では、平成 28 年 4 月から介護予防・生活支援サービス事業を開始しました。介護予防事業（訪問型・通所型）は、地域の実情に応じた多様なサービスとして、運用基準を緩和した自立支援事業（訪問型・通所型）、短期集中予防サービス（訪問型・通所型）とともに、対象者の介護予防・自立支援を目的に実施しています。

① 介護予防事業・自立支援事業

サービス種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問型サービス	介護予防訪問事業	11,079 件	22,514 件	20,449 件
	自立支援訪問事業	600 件	725 件	664 件
通所型サービス	介護予防通所事業	13,297 件	27,842 件	27,936 件
	自立支援通所事業	283 件	590 件	782 件

② 短期集中予防サービス

要支援認定者等の身体機能や生活行為の改善に向けて、専門職が短期間集中的にサービスを提供し、自立した生活の支援を行います。

サービス種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問型短期集中プログラム		26 人	24 人	36 人
		121 回	140 回	213 回
通所型短期集中プログラム	生活行為向上プログラム	19 人	15 人	19 人
		126 回	151 回	165 回
	運動器機能向上プログラム	36 人	58 人	61 人
		169 回	185 回	200 回

※上段は参加実人員、下段はプログラム実施の延回数を示す。

③ 介護予防ケアマネジメント

平成 28 年 4 月より、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型）のみの利用者に係るケアプラン作成については、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ順次移行し平成 29 年度からは完全実施しました。

【介護予防ケアマネジメントプラン作成費支払実績】

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支払件数	14,786 件	29,385 件	27,380 件

(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業）

平成 30 年度から介護予防に加え、フレイル（虚弱）予防の視点も盛り込み普及啓発を行うとともに、地域の介護予防活動への支援を強化し、高齢者が継続して地域で介護予防・フレイル予防に取り組めるよう一般介護予防事業を実施しています。

① 介護予防講演会・講座・教室

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延 回 数	209 回	56 回	503 回	497 回	772 回
参加者延人数	7,735 人	7,265 人	7,313 人	9,029 人	12,541 人

② 足腰げんき教室

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教 室 数 (延回数)	40 教室 (156 回)	36 教室 (160 回)	40 教室 (160 回)	30 教室 (119 回)	30 教室 (120 回)
参加実人数 (延人数)	503 人 (1,718 人)	554 人 (1,949 人)	554 人 (1,839 人)	411 人 (1,412 人)	401 人 (1,407 人)

③ 口腔・栄養講座「おいしく食べよう噛むかむ講座」（平成 30 年度から実施）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教 室 数 (延回数)	5 教室 (15 回)	5 教室 (15 回)	11 講座 (本人向け：8 講座) (家族向け：3 講座)
参加延人数 (実人数)	213 人 (78 人)	188 人 (68 人)	274 人

※ 平成 29 年度まで実施していた「65 歳からの口の健康と栄養満点教室」の内容を変更して実施（試食あり）

④ 認知症予防講演会

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講演会回数	4 回	2 回	2 回	2 回	2 回
参加実人数	393 人	138 人	355 人	233 人	242 人

⑤ 認知症予防教室

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教 室 数	5 教室	6 教室	6 教室	6 教室	6 教室
参加実人数	111 人	133 人	106 人	116 人	71 人

⑥ 介護予防・認知症予防のためのウォーキング（講座・教室等）

認知症予防に効果があると言われていた有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベントを開催しています。

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教 室 数	106 回	102 回	110 回	111 回	107 回
参加延人数	7,719 人	7,076 人	7,535 人	7,311 人	6,692 人

⑦ わがまち一番体操

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会場数 (延べ回数)	22 会場 (424 回)	24 会場 (444 回)	25 会場 (470 回)	28 会場 (519 回)	30 会場 (569 回)
参加延人数	7,969 人	9,284 人	10,289 人	11,820 人	12,472 人

⑧ 栄養満点サロン

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会場数 (延べ回数)	5 会場 (38 回)	5 会場 (50 回)	6 会場 (66 回)	6 会場 (66 回)
参加延人数	381 人	598 人	686 人	870 人

⑨ 地域ささえ愛グループ支援

加齢や病気などにより閉じこもりがちな高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るため、介護予防を目的に活動を行っているグループに対し、必要に応じてスタッフ派遣や各種相談等の支援を行っています。

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
グループ数	80	78	75	75	75
活動回数	1,974 回	1,853 回	1,763 回	1,845 回	1,841 回
参加者延人数	23,555 人	21,407 人	20,218 人	19,704 人	19,106 人

⑩ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防について正しい知識を持ち、地域における介護予防の担い手として普及にあたる人材を育成しています。

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護予防サポーター (登録者数)	136 人	107 人	108 人	105 人	124 人
ウォーキングリーダー (登録者数)	80 人	83 人	95 人	95 人	100 人
介護予防地域リーダー (登録者数)	45 人	59 人	72 人	71 人	80 人

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し杉並区介護保険条例で定めています。平成30年度から令和2年度までの保険料額は基準年額を74,400円（第5段階）とし、下表のとおり14段階の保険料を設定しています。

【保険料額（平成30年度～令和2年度）】

段階	対象者	保険料
第1段階 基準年額×0.45	生活保護受給の方/世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方又は本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年33,600円 (月2,800円)注
第2段階 基準年額×0.65	世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	年48,600円 (月4,050円)注
第3段階 基準年額×0.78	世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年58,200円 (月4,850円)注
第4段階 基準年額×0.85	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年63,000円 (月5,250円)
第5段階 基準年額	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年74,400円 (月6,200円)
第6段階 基準年額×1.06	本人が住民税課税の方（合計所得金額125万円未満）	年78,600円 (月6,550円)
第7段階 基準年額×1.19	本人が住民税課税の方 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	年88,800円 (月7,400円)
第8段階 基準年額×1.40	本人が住民税課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	年104,400円 (月8,700円)
第9段階 基準年額1.61	本人が住民税課税の方 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	年120,000円 (月10,000円)
第10段階 基準年額×1.89	本人が住民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	年140,400円 (月11,700円)
第11段階 基準年額×2.20	本人が住民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1,000万円未満)	年163,800円 (月13,650円)
第12段階 基準年額×2.50	本人が住民税課税の方 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満)	年186,000円 (月15,500円)
第13段階 基準年額×2.70	本人が住民税課税の方 (合計所得金額1,500万円以上2,500万円未満)	年201,000円 (月16,750円)
第14段階 基準年額×3.00	本人が住民税課税の方（合計所得金額2,500万円以上）	年223,200円 (月18,600円)

※ 保険料率は小数点第三位で四捨五入しています。

注 第1～3段階の保険料額は、令和元年度から軽減されています。

【保険料段階に対する第1号被保険者の人口割合(平成30年度)】

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
人口割合	18.16%	5.72%	5.17%	12.80%	8.27%	11.59%	11.77%
段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
人口割合	9.09%	8.25%	2.98%	2.01%	1.63%	1.25%	1.32%

※ 人口割合は3月31日現在の第1号被保険者数を基に算出しています。

② 保険料の納付方法

受給している年金(老齢福祉年金を除く。)が年額18万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収(特徴)となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収(普徴)になります。

【保険料収納状況(決算額)】

(単位:円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C)÷A	未納額 E A-(B-C)	不納欠損額
26	特別徴収	6,579,115,560	6,587,442,789	8,327,229	100%	0	0
	普通徴収	1,023,021,290	895,408,516	1,517,830	87.38%	129,130,604	0
	合計	7,602,136,850	7,482,851,305	9,845,059	98.30%	129,130,604	0
	滞納繰越分	251,055,400	61,438,550	205,180	24.39%	189,822,030	69,563,840
27	特別徴収	7,404,285,950	7,413,358,580	9,072,630	100%	0	0
	普通徴収	1,095,914,450	956,674,170	1,517,910	87.16%	140,758,190	0
	合計	8,500,200,400	8,370,032,750	10,590,540	98.34%	140,758,190	0
	滞納繰越分	247,711,384	59,676,560	141,430	24.03%	188,176,254	78,781,100
28	特別徴収	7,541,034,055	7,551,423,520	10,389,465	100%	0	0
	普通徴収	1,090,375,970	959,789,060	1,918,350	87.85%	132,505,260	0
	合計	8,631,410,025	8,511,212,580	12,307,815	98.46%	132,505,260	0
	滞納繰越分	250,092,784	62,412,804	182,260	24.88%	187,862,240	66,782,680
29	特別徴収	7,605,177,895	7,616,385,395	11,207,500	100%	0	0
	普通徴収	1,100,779,330	979,308,080	1,856,240	88.80%	123,327,490	0
	合計	8,705,957,225	8,595,693,475	13,063,740	98.58%	123,327,490	0
	滞納繰越分	253,146,010	70,538,290	150,070	27.81%	182,757,790	75,201,980
30	特別徴収	8,515,823,705	8,528,072,285	12,248,580	100%	0	0
	普通徴収	1,161,544,420	1,051,245,528	2,093,755	90.32%	112,392,647	0
	合計	9,677,368,125	9,579,317,813	14,342,335	98.84%	112,392,647	0
	滞納繰越分	230,629,810	65,619,360	40,870	28.43%	165,051,320	65,485,610

【保険料特別徴収・普通徴収納付の状況】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
被保険者数(A)	116,275	118,017	118,971	119,886	120,428
特徴結果数(B)	98,254	99,247	102,150	103,055	104,839
普徴者数(A-B=C)	18,021	18,770	16,821	16,831	15,589
普徴口座振替数(D)	3,314	3,861	3,803	4,173	4,073
普徴納付書納付者数 (C-D=E)	14,707	14,909	13,018	12,658	11,516
Eの占める割合(E/A)	12.65%	12.63%	10.94%	10.56%	9.56%

※ 被保険者数(A)は、各年度3月末時点の数値です。

※ 特徴結果数(B)は、各年度2月引き落とし分の件数です。

※ 普徴口座振替数(D)は、各年度3月振替分の件数です。

③ 保険料の減免

(ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、申請により保険料が減免されます。

【保険料減免の状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数	2	2	2	4	22
減免額 (円)	27,600	30,000	37,200	119,400	473,100
主な減免事由	災害等	災害等	災害等	災害等	災害等

(イ) 介護保険給付の対象とならない場合

平成30年度からは、刑事施設等に1か月以上収監された場合も対象となります。

(ウ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第1段階から第3段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認められた場合、申請により保険料が減額されます。

【保険料減額の状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数	541	396	367	331	308
減額 (円)	8,718,100	7,167,150	6,614,250	5,947,550	6,097,825

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

【参考】杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。

7 介護保険財政

保険給付に必要な費用は利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）保険料及び国・都・区の公費を財源としています。平成30年度の財源の負担割合（第7期計画、平成30年度～令和2年度）は次のとおりです。

【保険給付費の負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	23%	27%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

【地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費 負担割合】

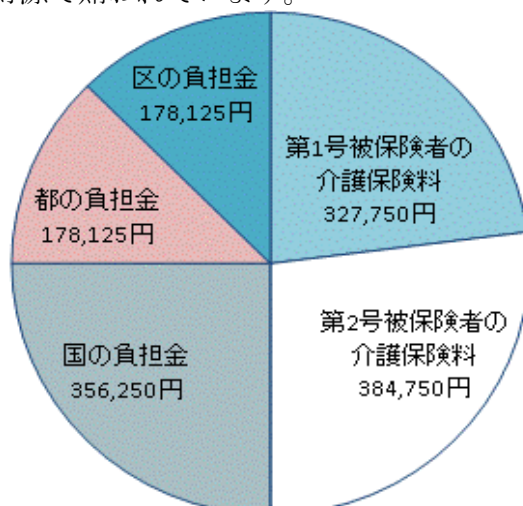
費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合		23%	27%	25%	12.5%	12.5%

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

【地域支援事業の包括的支援事業費 負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		23%		38.5%	19.25%	19.25%

平成30年度一人当たりの年間保険給付費 1,425千円(総給付費/要介護・要支援認定者数)は下記の円グラフに示す財源で賄われています。



【平成 30 年度決算額内訳（歳入）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳 入	保 険 料	9,556,391,000	9,644,937,173
	使用料及び手数料	1,000	2,700
	国庫支出金	9,488,935,000	8,813,832,739
	介護給付費負担金	6,954,820,000	6,472,810,884
	調整交付金	1,767,206,000	1,578,817,000
	地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	360,966,000	355,869,600
	地域支援事業交付金 （包括的支援事業・その他地域支援事業）	317,417,000	317,418,255
	介護保険事業費補助金	9,360,000	9,360,000
	介護保険災害臨時特例補助金	0	391,000
	保険者機能強化推進交付金	79,166,000	79,166,000
	支払基金交付金	10,998,776,000	10,225,043,200
	介護給付費交付金	10,601,949,000	9,845,610,200
	地域支援事業支援交付金	396,827,000	379,433,000
	都 支 出 金	5,987,152,000	5,675,355,930
	介護給付費負担金	5,644,726,000	5,332,930,178
	地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	183,716,000	183,716,625
	地域支援事業交付金 （包括的支援事業・その他地域支援事業）	158,709,000	158,709,127
	財政安定化基金交付金	1,000	0
	財 産 収 入	1,058,000	1,396,530
	繰 入 金	6,447,845,000	6,447,108,880
	介護給付費繰入金	4,844,311,000	4,844,311,000
	地域支援事業繰入金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	183,716,000	183,716,000
	地域支援事業繰入金（包括的支援事業）	158,709,000	158,709,000
	地域支援事業繰入金（その他地域支援事業）	306,572,000	306,572,000
	事務費等繰入金	817,001,000	817,001,000
	低所得者保険料軽減繰入金	84,265,000	83,528,880
	介護給付費準備基金繰入金	53,271,000	53,271,000
繰 越 金	1,796,396,000	1,796,396,200	
寄 附 金	1,000	0	
諸 収 入	28,557,000	26,192,886	
合 計	44,305,112,000	42,630,266,238	

【平成 30 年度決算額内訳（歳出）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	635,095,000	576,778,769	
	保険給付費	38,754,495,000	35,938,400,009	
		介護サービス等諸費	35,641,580,000	33,032,403,282
		介護予防サービス等諸費	949,665,000	927,541,639
		高額介護サービス費	1,187,683,000	1,145,370,788
		高額医療合算介護サービス費	215,582,000	177,234,997
		特定入所者介護サービス等費	717,003,000	615,554,323
		審査支払手数料	42,982,000	40,294,980
	基金積立金	1,172,943,000	1,172,943,000	
	地域支援事業	2,628,623,000	2,412,224,218	
		介護予防・日常生活支援総合事業	1,468,705,000	1,273,620,886
		包括的支援事業	716,473,000	706,466,678
		その他地域支援事業	439,911,000	429,163,114
		審査支払手数料	3,534,000	2,973,540
	諸支出金	924,194,000	923,654,281	
	予備費	189,762,000	0	
	合 計		44,305,112,000	41,024,000,277

【平成 30 年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入	
科 目	割 合
介護保険料	22.62%
使用料及び手数料	0.00%
国庫支出金	20.68%
支払基金交付金	24.00%
都支出金	13.31%
財産収入	0.00%
繰入金	15.12%
繰越金	4.21%
諸収入	0.06%
合 計	100.00%

歳 出	
科 目	割 合
総務費	1.41%
保険給付費	87.60%
基金積立金	2.86%
地域支援事業費	5.88%
諸支出金	2.25%
合 計	100.00%

【平成 30 年度介護保険関係基金残高】（平成 31 年 3 月末時点）

基金名	残 高
介護給付費準備基金	3,237,292,072 円

8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- ・ 杉並区介護保険事業計画に関すること
- ・ 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること
- ・ 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること
- ・ 区の介護施設等の整備に関する計画に関すること
- ・ 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること
- ・ その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること

【委員数】 22 人（根拠：杉並区介護保険条例）

公募区民	区議会 議員	学 識 経験者	保健医療 関係者	福 祉 関係者	合 計
6	2	3	3	8	22

【開催実績】 平成 30 年度

回 数	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	30 年 6 月 29 日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業所の開設について ○地域包括支援センター事業評価部会について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内の地域密着型サービス事業所の指定について ○区外の地域密着型サービス事業所の指定について ○杉並区介護保険条例の一部を改正する条例について ○杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について ○地域包括支援センター（ケア 24）の平成 29 年度事業及び第 6 期における事業の取組に係る事業評価について ○平成 29 年度「安心おたっしや訪問」の実施結果及び平成 30 年度の実施について ○介護施設等の整備状況について ○平成 29 年度在宅医療相談調整窓口の実績について

<p>第 2 回</p>	<p>30年10月26日</p>	<p>【議題】 ○地域密着型サービス事業所の開設について</p> <p>【報告事項】 ○区内の地域密着型サービス事業所の指定等について ○地域包括支援センター（ケア 24）の受託法人の変更について ○区外の地域密着型サービス事業所の指定について ○平成 31 年度以降の地域包括支援センター（ケア 24）事業評価等について ○平成 30 年度在宅医療地域ケア会議の取組状況について ○「平成 30 年度版 すぎなみの介護保険」について ○65 歳以上の障害者へのサービス見直しについて</p>
<p>第 3 回</p>	<p>31年1月25日</p>	<p>【議題】 ○地域密着型サービス事業所の開設について ○平成 29 年度事業に関する国の地域包括支援センター評価指標調査結果について ○平成 31 年度以降の地域包括支援センター（ケア 24）の区事業評価について ○「杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例」の一部改正について</p> <p>【報告事項】 ○区内の地域密着型サービス事業所の廃止について ○区外の地域密着型サービス事業所の指定等について</p>
<p>第 4 回</p>	<p>31年3月22日</p>	<p>【議題】 ○地域密着型サービス事業所の開設について ○杉並区地域包括支援センター（ケア 24）事業実施方針の改訂について</p> <p>【報告事項】 ○区外の地域密着型サービス事業所の指定について ○指定居宅介護支援事業者への委託について ○杉並区の介護保険事業の特徴と要因分析について ○平成 30 年度「安心おたっしゅ訪問」実施結果及び次年度の実施について ○平成 30 年度認知症対策の報告と今後の取組について ○平成 30 年度生活支援体制整備事業の報告と今後の取組について ○平成 30 年度杉並区在宅医療・介護連携推進事業の取組実績について ○杉並区におけるケアマネジメントに関する基本方針について ○杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について ○介護施設等の整備状況について</p>

9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

【苦情・意見要望件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要介護認定	4	3	2	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0
介護保険サービス供給量	0	0	0	0	0
介護事業者及び保険給付	35	39	69	59	26
そ の 他	104	102	67	44	37
合 計	143	144	138	103	63

【相談対応件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談者への説明・助言	54	44	47	24	24
当事者間を調整	19	27	51	29	19
他機関を紹介	10	16	3	3	5
そ の 他	60	57	37	47	15
合 計	143	144	138	103	63

【都国民健康保険団体連合会との調整及び都介護保険審査会への審査請求件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
東京都国民健康保険団体連合会との調整	2	0	1	0	0
東京都介護保険審査会への審査請求	2	0	0	0	0
合 計	4	0	1	0	0

10 介護サービス事業者への支援

(1) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

【研修実績】

(単位：回)

名 称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問介護事業者研修	1	1	1	1	2
居宅介護支援事業者研修	2	1	8	8	8
通所介護・通所リハビリテーション事業者研修	2	2	2	2	2
介護職員スキルアップ研修	1	1	1	1	1
その他			1	1	2
合 計	6	5	13	13	15

(2) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、会議や研修などを実施します。

【地域ケア会議の開催】

主 催	内 容	回 数
地域包括支援センター (ケア 24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 多職種による課題の検討 ● ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援 	134

【ケアマネジメント支援】

主 催	内 容
地域包括支援センター (ケア 24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、精神障害、虐待、成年後見人等ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの助言 ● ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言

【ケアマネジメント研修】

名 称	内 容
ケアマネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者施策とケアマネジメント ●ケアマネジャーが理解しておきたい疾患への理解とチームアプローチ①② ●災害時に備えて～平時よりケアマネジャーが備えるべきこと～ ●杉並区における医療連携 ●食べるを支えるケアマネジメント ●あの人みたいなケアマネジャーになりたいと感じてもらうために①②（主任ケアマネジャー研修）
虐待対応従事者研修	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者・障害者の権利擁護 ～虐待や成年後見制度、意思決定支援等～ ●高齢者・障害者の虐待防止 ～虐待のとらえ方、気づき、早期発見早期対応、BPSD や強度行動障害への対応含む～ <p>※上記、2回の研修は介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者虐待対応における居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの連携～受付、事実確認と対応計画について～ <p>※上記の研修は、地域包括支援センター職員を含む。</p>
困難事例対応従事者研修	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者・障害者虐待、権利侵害への対応 ～高齢者・障害者の困難相談支援事例から～ ●「支援困難事例と向き合う」 困難事例を支援する～セルフネグレクトの視点から～ <p>※上記、2回の研修は介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所を含む。</p>

（3）NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。※平成22年度以降、貸付の実績はありません。

(4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業

介護保険サービス事業所に勤務する介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、対象事業者へ非常勤職員健康診断費等を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	23	24	19	20	15
金額(円)	835,796	822,128	627,564	572,882	511,112

(5) 就職面接会・相談会の実施

介護職員の確保支援を目的とし、ハローワーク、産業振興センター等と共同、東京都福祉人材センターの協力により、区内福祉施設・事業所が参加する就職面接会・相談会を実施しています。

【福祉の仕事 面接会・相談会の実施状況】

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加事業所 (障害分野含む)	26	25	26	26	32
求 人 数	108	214	157	208	185
参加人数	54	62	56	39	82
延べ面接人数	85	91	80	73	126 (相談含む)
採用人数	18	16	12	3	7

(6) 新規開設介護事業所の求人広告経費等補助金交付事業

平成28年度から、区内に新規に開設する介護保険サービス事業所の介護従事者の確保のために求人広告に要する経費を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	2	2	1
金額(円)	689,580	739,328	444,960

(7) ICT機器等導入経費補助金交付事業

平成28年度から、夜間訪問する介護事業所に勤務する職員の職場環境を改善するためにICT機器等を導入した経費の一部を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	5	5	1
金額(円)	1,649,678	2,157,840	103,680

(8) 介護職員初任者研修受講料助成事業

平成29年度から、不足する介護職員を確保するため、介護職員初任者研修の受講料の一部を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成29年度	平成30年度
助成件数	6	16
金額(円)	381,000	1,056,000

11 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度から地域密着型サービスが創設され、区が指定を行うことになりました。

【地域密着型サービス事業者の区内事業所の指定状況】

(単位：所)

サービスの種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	2	2	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	1	0
地域密着型通所介護			5	12	4
認知症対応型通所介護	4	1	1	0	1
小規模多機能型居宅介護	0	2	1	0	1
認知症対応型共同生活介護	1	6	2	4	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	1	0	0
合 計	5	9	12	19	12

12 介護サービス事業者の指導

(1) 実地指導等の状況

介護保険サービスの質の向上に向けて、区内に事業所を持つ介護サービス事業者の運営指導を行います。

【実地指導等の状況】

(単位：所)

サービスの種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
居宅介護支援	16	15	13	13	14
介護予防支援	1	0	0	0	5
訪問介護	15	5	9	10	10
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
通所介護	15	13	3	5	5
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所生活介護（基準該当含む）	0	0	0	1	3
短期入所療養介護	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	0	0	0	0	0
特定福祉用具販売	0	0	0	0	0
基準該当	0	0	0	0	0
老人福祉施設	0	2	0	1	3
老人保健施設	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	3	0	2	0
夜間対応型訪問介護	0	2	0	0	0
地域密着型通所介護			13	10	10
認知症対応型通所介護	9	6	0	1	3
小規模多機能型居宅介護	2	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	10	3	3	5	6
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	1	0
合 計	68	50	42	50	60

(2) 集団指導

毎年、一定の場所に集めて指導することで、効率的に普及啓発を図ることができると思われる事項について集団指導を行っています。

平成30年度は居宅系・通所系など4つの種別に分けて開催し、参加事業所数は532事業所でした。

13 広報普及活動

介護保険の趣旨や利用方法について、区民に理解を深めてもらうため、冊子等の作成や、広報すぎなみ及び区ホームページを通じての広報活動を行っています。

また、「すぎなみフェスタ」に出展し、「介護の日（11月11日）」のPR活動や、高齢者福祉事業等の案内を行なっています。

【ちらし・パンフレット・冊子】

タイトル等	配布方法・配布場所
65歳到達者用パンフレット	65歳到達者へ郵送
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
介護保険サービス事業者マップ	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援1・2の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
住宅改修の手引き	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護リーフレット	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布

【杉並区役所公式ホームページ】

掲載内容
<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度とは ○介護保険料について ○要介護認定 ○介護サービスの種類 ○区内介護保険サービス事業所を探す <ul style="list-style-type: none"> <外部リンク> 介護保険サービス事業者情報検索システム ○区内介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所を探す ○介護サービス利用料と軽減制度等について ○介護保険事業者の方向け情報 ○障害者控除対象者認定 ○介護職員初任者研修受講料助成

14 介護保険制度のあゆみ

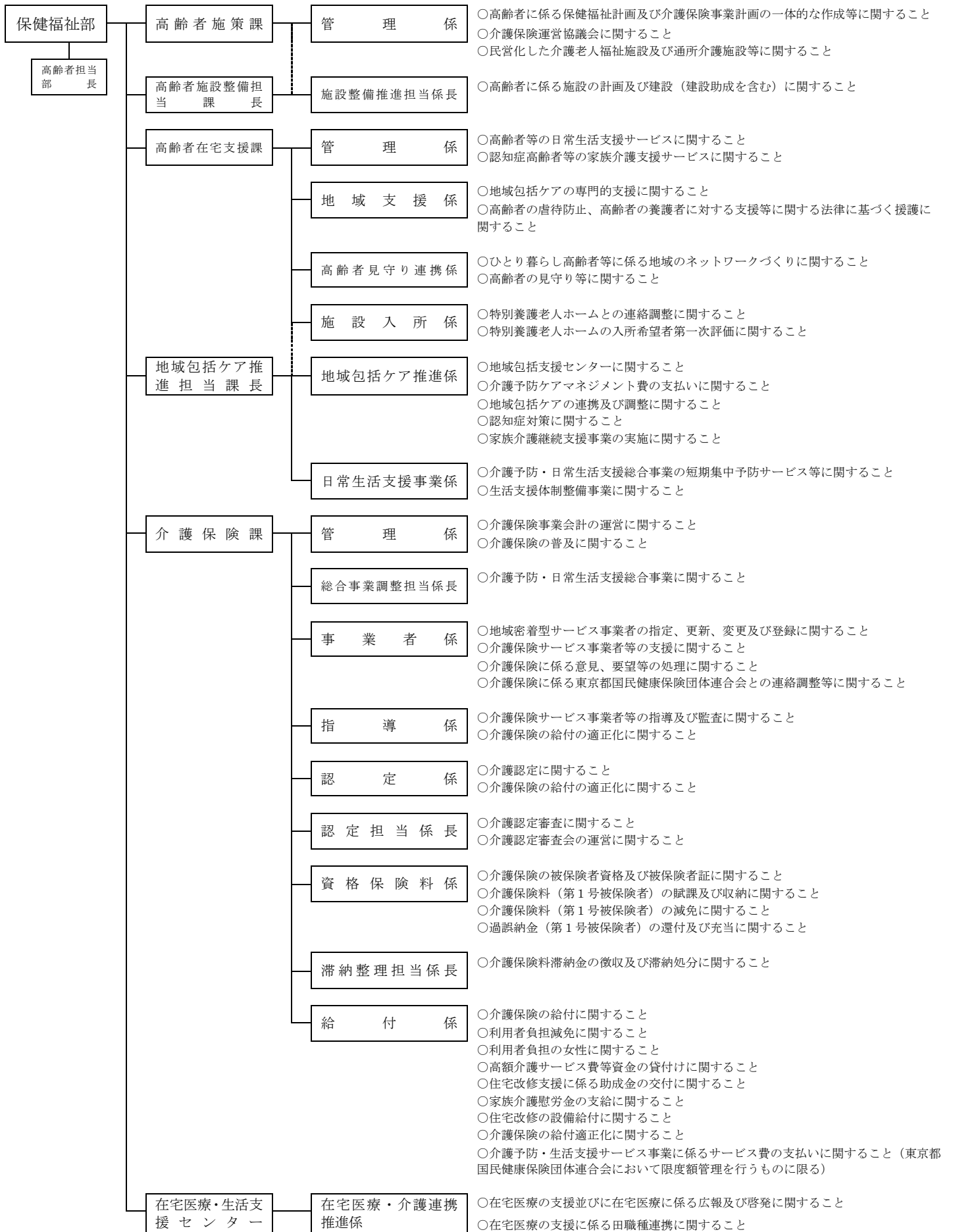
平成9年	12月	介護保険関連3法の公布（国）	
平成10年	4月	介護支援専門員に関する省令の公布（国）	
	12月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布（国）	
平成11年	3月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布（国）	
	4月	介護保険課を設置（区） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布（国）	
平成12年	2月	介護報酬単価の決定（国） 介護保険事業計画を策定（区）	
	4月	介護保険法の施行（国） 杉並区介護保険条例を施行（区） 介護保険運営協議会を設置（区）	
	平成13年	4月	家族介護慰労金事業を開始（区） 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始（区）
		10月	保険料本来額徴収を開始（区）（保険料基準月額 2,940円）
平成14年	1月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施（区）	
平成15年	3月	介護報酬の改定（国） 第2期介護保険事業計画の策定・公表（区）	
	4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定（区）	
	12月	介護給付費通知書を郵送（介護費用適正化特別対策事業）（区）	
平成18年	3月	介護報酬の改定（国） 第3期介護保険事業計画の策定・公表（区）	
	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） ・地域包括支援センター（ケア24）開設 ・介護予防サービスの新設 ・介護サービスの内容改定 ・地域密着型サービスの新設 ・保険者機能の強化 ・要介護認定調査項目の変更（79項目→82項目）	
		第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定（区）	
		地域支援事業の開始（国）	
		住所地特例対象施設の拡大（国）	
	10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始（国）	
	平成20年	10月	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成の実施（区）
	平成21年	3月	介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律の施行（国） 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付（国）
			第4期介護保険事業計画の策定・公表（区）

	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の改定 ・要介護認定調査項目の変更（82項目→72項目） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始（国） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,000円に改定（区） 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始（区） 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の実施（区）
平成23年	3月～	東日本大震災等により被災した介護保険の被保険者への対応について（国）
	6月	介護療養病床の廃止期限（平成24年3月）を猶予（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）
平成24年	3月	第5期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの推進 ・24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設 ・一定条件の下での介護職員等によるたんの吸引等の実施可能 ・都道府県の財政安定化基金を取崩し、介護保険料の軽減等に活用 ・社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正 ・介護報酬改定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で介護保険法及び老人福祉法に係る部分の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業者の指定基準等の条例委任 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,200円に改定（区）
	8月	社会保障と税の一体改革関連法が成立（国）
平成25年	4月	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区）
	12月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立（国）
平成26年	6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）が成立（国）
平成27年	3月	第6期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ・予防給付のうち訪問介護・通所介護を地域支援事業に新設する「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行 ・特別養護老人ホームの新規入所対象者を原則要介護3以上に限定 ・低所得者の保険料の軽減割合を拡大 ・多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ

		<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（マイナス 2.27%） ・住所地特例対象施設の拡大（サービス付き高齢者向け住宅のうち食事の提供などのサービスを提供し、有料老人ホームに該当するものに適用） <p>第1号被保険者の介護保険料基準月額を 5,700 円に改定（区）</p> <p>杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の施行（区）</p> <p>杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区）</p> <p>杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行（区）</p>
	8月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げ ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の適用要件に「預貯金」と「配偶者の所得」を追加 ・特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ ・高額介護サービス費の利用者負担上限額に「現役並み所得者」を追加
平成 28 年	4月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施 ・地域密着型通所介護の創設
	8月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件に「非課税年金（障害年金・遺族年金）」を追加
平成 29 年	4月	介護保険事務業務委託開始（区）
	6月	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律公布（国）</p> <p>介護保険料のコンビニエンスストア収納を開始（区）</p>
	8月	<p>介護保険高額介護サービス費（一般世帯）の基準を変更（国）</p> <p>特別養護老人ホーム入所希望者実態調査を実施（区）</p>
	11月	第7期介護保険事業計画（案）の作成（区）
	12月	<p>第7期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区）</p> <p>介護保険制度改正の住民説明会を開催（区）</p>
平成 30 年	3月	第7期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院の創設 ・共生型サービスの開始 ・介護報酬改定（プラス 0.54%）

		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者の指定基準等の条例委任
		第1号被保険者の介護保険料基準額を6,200円に改定（区）
		杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の施行（区）
	6月	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行（区）
	8月	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）
		<ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得者の利用者負担を3割に引き上げ
		杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行（区）
	10月	福祉用具貸与価格の適正化（国）
令和元年	6月	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行（区）
		<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者保険料の軽減強化

令和元年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）



すぎなみの介護保険

令和元年度版

令和元年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03) 3312-2111 (代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

31-0039

